

令和 7 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（環境省 R7 - ⑯ ）

施策名	目標 4－5 廃棄物の不法投棄の防止等											担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官室				
施策の概要	・廃棄物の処理に伴い環境保全上の支障が生じた場合における当該支障の除去の推進											政策評価実施予定時期	令和 8年		政策評価実施時期		
達成すべき目標	・不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現											政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進				
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 ・第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）第5章等																
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠					達成
		基準年度		目標年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度						
1 支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数（件）	90	H26年度	50	R7年度	50	50	50	50	－	－	－	廃棄物処理法の厳格な執行等により、不法投棄等の拡大防止策や支障の除去等を推進しているため。目標値については、26年度時点で前倒して目標を達成したことから、更に高い目標を設定（令和2年度：100件→50件）したが、未達のため、目標年度を令和7年度に延長。					
					72	66	－	－	－	－	－						
2 年度末における特定支障除去等維持事業の完了件数（件）	－	－	6	R9年度	－	13	13	12	6	6	－	特定支障除去等維持事業の各計画期間に基づき設定。					
					－	13	13	－	－	－	－						
3 産業廃棄物の不法投棄の新規発生件数（件）	143	H27年度	100	R7年度	100	100	100	100	－	－	－	廃棄物処理法の厳格な執行等により、不法投棄の未然防止策を推進しているため。目標値については、27年度時点で前倒して目標を達成したことから、更に高い目標を設定（令和2年度：150件→100件）したが、未達のため、目標年度を令和7年度に延長。					
					134	100	－	－	－	－	－						
4 クリアランス物のトレーサビリティが確保できていない事案（件）	－	－	0	毎年度	0	0	0	0	0	0	－	クリアランス物が適正に取り扱われるためには、そのトレーサビリティを確保することが必要不可欠であるため、全てのクリアランス物に関しトレーサビリティを確保することを目標として設定。					
					0	0	0	－	－	－	－						
達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 不法投棄等未然防止・事案対策費（平成10年度）	1,2,3	4858	(5) ー	ー	ー	(9) ー	ー	ー	(13) ー	ー	ー	(17) ー	ー	ー	(21) ー	ー	ー
(2) 産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金（平成10年度）	1,2	－	(6) ー	ー	ー	(10) ー	ー	ー	(14) ー	ー	ー	(18) ー	ー	ー	(22) ー	ー	ー
(3) 水銀廃棄物等適正管理等推進費（平成26年度）	4	4856	(7) ー	ー	ー	(11) ー	ー	ー	(15) ー	ー	ー	(19) ー	ー	ー	(23) ー	ー	ー
(4) ー	ー	ー	(8) ー	ー	ー	(12) ー	ー	ー	(16) ー	ー	ー	(20) ー	ー	ー	(24) ー	ー	ー

	評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)				
			(判断根拠)				
		目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等					
		次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】				
	【測定指標】						
	学識経験を有する者の 知見の活用				SDGs目標との関係	【主な目標】	
				【副次的効果が期待される目標】			
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報							